

第 10 章 事後調査の内容

10.1 事後調査の方針

事後調査については、

京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価等についての技術的事項に関する指針第 5 の 1 の規定により、次のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは実施することとされている。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境の保全及び創造のための措置を講じる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境の保全及び創造のための措置を講じる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の保全及び創造のための措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講じる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

本事業に係る環境影響評価については「10.2 事後調査の検討結果の整理」に記載するとおり、「9.2 環境保全措置の検討結果の整理」に記載した環境保全措置を確実に実行することにより、予測及び評価の結果を確保できると考える。

10.2 事後調査の検討結果の整理

準備書における予測結果及び評価内容を考慮し、対象事業における事後調査の必要性について整理した。表10.2-1に事後調査の実施の有無に対する検討結果を示す。

表10.2-1 (1) 事後調査の実施の有無に対する検討結果

影響評価項目	影響要因	事後調査時期	事後調査の実施の有無に対する検討結果
騒音	工事用資材等の搬出入	実施しない	予測は一般財団法人日本音響学会が提案した道路交通騒音の予測計算モデル (ASJ RTN-Model 2018) を用いており、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、実効性のある環境保全措置を講じるため、事後調査は実施しない。
	施設の稼働	実施しない	予測は音の伝搬理論式 (ISO 9613-2) を用いており、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、実効性のある環境保全措置を講じるため、事後調査は実施しない。
超低周波音	施設の稼働	実施しない	予測は音の伝搬理論式 (ISO 9613-2) を用いており、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、実効性のある環境保全措置を講じるため、事後調査は実施しない。
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	実施しない	予測の結果、事業の実施に伴う水の濁りによる影響はほとんど無いと考えられる。また、仮設沈砂池の設置等、実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
風車の影	地形改変及び施設の使用	実施しない	予測の結果、事業実施に伴う風車の影による影響はほとんど無いと考えられる。また、影響があると確認された場合は、実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
	施設の稼働	実施しない	
動物	造成等の施工による一時的な影響	実施しない	本事業の実施に当たっては、造成済みの土地を可能な限り利用して樹木伐採や新たな土地の改変量を低減すること、適切に濁水処理対策を実施すること等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
	地形改変及び施設の使用	実施しない	
	施設の稼働	実施しない	本事業の実施に当たっては、造成地が鳥類の好適な生息環境とならないよう事業計画を検討すること、夜間照明の不使用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。

表 10.2-1 (2) 事後調査の実施の有無に対する検討結果

影響評価項目	影響要因	事後調査時期	事後調査の実施の有無に対する検討結果
植物	造成等の施工による一時的な影響	実施しない	本事業の実施に当たっては、造成済みの土地を可能な限り利用して樹木伐採や新たな土地の改変量を低減すること、適切に濁水処理対策を実施すること等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
	地形改変及び施設が存在	実施しない	
景観	地形改変及び施設が存在	実施しない	予測は環境影響評価で主に用いられているフォトモンタージュ法を用いており、予測の不確実性は低いと考えられる。また、実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事用資材等の搬出入	実施しない	予測の結果、本事業が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は小さいと考えられる。また、工事工程について施設管理者に説明の上、理解を得た上で工事を実施する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。
	建設機械の稼働	実施しない	
	施設の稼働	実施しない	
廃棄物等	造成等の施工による一時的な影響	実施しない	本事業では、造成済みの土地を可能な限り利用して樹木伐採や切土、盛土等の低減を図ること、発生した産業廃棄物は、専門の処理会社に委託して適切に処理する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しない。